

California Attorney General's Office Japanese



	Japanese	Signal Asterney Gentle
氏名:		

連絡先の氏名:	
電話番号:	
警察の調書 / 事件番号: .	
注:	

Marsyカードと情報源

犯罪被害者は、カリフォルニア州憲法、第1条、第28項(b)において特定の権利を与えられています。それらの権利は以下の通りです。

- 1. 公平さおよび敬意 刑事裁判過程または少年裁判過程を通して、プライバシーおよび尊厳に対する公正さと敬意を持って取り扱われ、脅迫、嫌がらせ、および虐待を受けない権利。
- 2. 被告からの保護 被告および被告の代理人から合理的に保護される権利。
- 3. 保釈金および釈放条件を設定する際の被害者の安全に対する配慮 被告の保 釈金額および釈放の条件を設定する際に考慮されるべき被害者およびその家 族の安全を確保する権利。
- 4. 秘密情報の公開防止 被害者もしくはその家族に嫌がらせをしたり居場所を 突き止めるために使用される可能性のある秘密情報もしくは記録、医療上また はカウンセリング上の治療中に明かされる秘密情報もしくは記録、または法律 によって秘匿特権のあるもしくは秘密であるなどの秘密情報もしくは記録を被 告、被告弁護士、またはその他の代理人に公開できないようにする権利。
- 5. 被告との面会拒否 被告、被告弁護士、またはその他の代理人によって請求される面会、宣誓証言、または開示を拒否する権利、および被害者が同意した当該面会の行為について合理的な条件を設定する権利。
- 6. 検察局との協議および公判前処分の通知 要請次第、検事が知っている場合、被告の逮捕、容疑、被害者送還の是非の決定について合理的に通知を受け、検察局と合理的に協議する権利、および要請次第、事件の公判前処分の前に通知と情報の提供を受ける権利。
- 7. 公の手続きについての通知およびそれらへの出席 要請次第、被告および検事に出席の権利のある青少年非行手続き、全ての仮釈放またはその他の有罪判決後の釈放手続きを含む、全ての公の手続きについて合理的に通知を受ける権利、および当該手続きの全てに出席する権利。
- 8. 公判出席および意見の表明 逮捕後釈放、答弁、刑の宣告、有罪判決後の釈 放決定、または被害者の権利が論点となる法的手続きに関係する、青少年非 行手続きを含む、法的手続きで、要請次第、意見を述べる権利。
- 9. 迅速な裁判および事件に対する即座の判決 迅速な裁判および事件と関係する判決後の手続きの即座の終局判決への権利。
- 10. 保護観察所への情報提供 被害者およびその家族に対する犯罪の影響に関する判決前捜査を実施する保護観察所役人に情報および被告の判決言い渡し前の判決推奨事項を提供する権利。
- 11. 判決言い渡し前の報告書の受領 要請次第、法律で機密扱いにされている部分 以外の、被害者に利用可能になった判決言い渡し前の報告書を受け取る権利。
- 12. 有罪判決、判決言い渡し、投獄、釈放、および逃亡に関する情報 要請次 第、有罪判決、判決言い渡し、投獄の場所と期間、または被害者の処分決 定、被害者の釈放予定日、および保護観察からの解放または逃亡について知 らされる権利。

13. 損害填補

- A. 犯罪活動の結果損失を被った全ての者が、負った損害の 原因となる犯罪で有罪となった者に損害填補を求め確保する権利を持つこ とがカリフォルニア州民の絶対的な意図である。
- B. 損害填補は、反対のやむを得ない特別な理由が存在しない限り、科せられる 判決または処分の宣告に関係なく、犯罪被害者が損失を被った、いかなる事 件においても、有罪者加害者から受けることが命令される必要がある。
- C. 損害填補を命令された者から徴収した支払金銭、資金、および財産の全ては、被害者への損害填補として命令された金額の支払に最初に適用されるものとする。
- 14. 即座の財産返却 証拠として必要なくなった財産を即座に返却してもらう権利。



California Attorney General's Office Japanese



連絡先の氏名:		
電話番号:		
警察の調書 / 事件番号:		
注·		

Marsyカードと情報源

犯罪被害者は、カリフォルニア州憲法、第1条、第28項(b)において特定の権利を与えられています。それらの権利は以下の通りです。

- 1. 公平さおよび敬意 刑事裁判過程または少年裁判過程を通して、プライバシーおよび尊厳に対する公正さと敬意を持って取り扱われ、脅迫、嫌がらせ、および虐待を受けない権利。
- 2. 被告からの保護 被告および被告の代理人から合理的に保護される権利。
- 3. 保釈金および釈放条件を設定する際の被害者の安全に対する配慮 被告の保 釈金額および釈放の条件を設定する際に考慮されるべき被害者およびその家 族の安全を確保する権利。
- 4. 秘密情報の公開防止 被害者もしくはその家族に嫌がらせをしたり居場所を 突き止めるために使用される可能性のある秘密情報もしくは記録、医療上また はカウンセリング上の治療中に明かされる秘密情報もしくは記録、または法律 によって秘匿特権のあるもしくは秘密であるなどの秘密情報もしくは記録を被 告、被告弁護士、またはその他の代理人に公開できないようにする権利。
- 5. 被告との面会拒否 被告、被告弁護士、またはその他の代理人によって請求される面会、宣誓証言、または開示を拒否する権利、および被害者が同意した当該面会の行為について合理的な条件を設定する権利。
- 6. 検察局との協議および公判前処分の通知 要請次第、検事が知っている場合、被告の逮捕、容疑、被害者送還の是非の決定について合理的に通知を受け、検察局と合理的に協議する権利、および要請次第、事件の公判前処分の前に通知と情報の提供を受ける権利。
- 7. 公の手続きについての通知およびそれらへの出席 要請次第、被告および検事に出席の権利のある青少年非行手続き、全ての仮釈放またはその他の有罪判決後の釈放手続きを含む、全ての公の手続きについて合理的に通知を受ける権利、および当該手続きの全てに出席する権利。
- 8. 公判出席および意見の表明 逮捕後釈放、答弁、刑の宣告、有罪判決後の釈 放決定、または被害者の権利が論点となる法的手続きに関係する、青少年非 行手続きを含む、法的手続きで、要請次第、意見を述べる権利。
- 9. 迅速な裁判および事件に対する即座の判決 迅速な裁判および事件と関係する判決後の手続きの即座の終局判決への権利。
- 10. 保護観察所への情報提供 被害者およびその家族に対する犯罪の影響に関する判決前捜査を実施する保護観察所役人に情報および被告の判決言い渡し前の判決推奨事項を提供する権利。
- 11. 判決言い渡し前の報告書の受領 要請次第、法律で機密扱いにされている部分 以外の、被害者に利用可能になった判決言い渡し前の報告書を受け取る権利。
- **12. 有罪判決、判決言い渡し、投獄、釈放、および逃亡に関する情報** 要請次 第、有罪判決、判決言い渡し、投獄の場所と期間、または被害者の処分決 定、被害者の釈放予定日、および保護観察からの解放または逃亡について知 らされる権利。

13. 損害填補

- A. 犯罪活動の結果損失を被った全ての者が、負った損害の 原因となる犯罪で有罪となった者に損害填補を求め確保する権利を持つこ とがカリフォルニア州民の絶対的な意図である。
- B. 損害填補は、反対のやむを得ない特別な理由が存在しない限り、科せられる 判決または処分の宣告に関係なく、犯罪被害者が損失を被った、いかなる事 件においても、有罪者加害者から受けることが命令される必要がある。
- C. 損害填補を命令された者から徴収した支払金銭、資金、および財産の全ては、被害者への損害填補として命令された金額の支払に最初に適用されるものとする。
- 14. 即座の財産返却 証拠として必要なくなった財産を即座に返却してもらう権利。

- 15. 仮釈放手順および仮釈放についての通知 全仮釈放手順について情報提供を 受ける権利、仮釈放過程に参加する権利、犯罪者の仮釈放前に考慮されるべき情報を仮釈放関係当局に提供する権利、要請次第、犯罪者の仮釈放または その他の釈放について通知される権利。
- **16. 被害者および一般公衆の安全は仮釈放における要因である** 仮釈放またはその他の判決後釈放の決定がなされる前に考慮すべき被害者、その家族、および一般公衆の安全性を確保する権利。

その他の情報源

司法長官は、以下の組織および機関の意見、業務、および情報を推薦するものではなく、またそれらに責任を持ったり、それらを管理することもありません。

Victim Compensation Board (犠牲者補償委員会) – 犠牲者への資金援助が可能な分野: 精神衛生上のカウンセリング、葬儀費用、収入損失、犯罪現場清掃、引越、医療費および歯科治療費。1-800-777-9229 www.victims.ca.gov

CA Dept. of Corrections and Rehabilitation (カリフォルニア州矯正更正局)、Office of Victim & Survivor Rights & Services (被害者・生存者権利・業務室) (OVSRS) – 犯罪者が投獄されている場合、犯罪者釈放、被害者に対する損害填補、仮釈放状況、および仮釈放審問会に関する情報を提供します。1-877-256-6877 www.cdcr.ca.gov/victim_services

McGeorge School of Law (マックジョージ法科大学院) – Victims of Crime Resource Center (犯罪被害者情報センター) – 被害者の権利についての情報と共に被害者の地理的地域ごとの情報を被害者に提供します。1-800-Victims (1-800-842-8467) www.1800victims.org

National Domestic Violence Hotline (全米家庭内暴力ホットライン) – 1-800-799-7233 www.thehotline.org

Adult Protective Services County Information (成人保護サービスについての郡の情報) – (老人虐待) カリフォルニア州内各郡の24時間ホットライン電話番号。www.cdss.ca.gov/inforesources/County-APS-Offices

National Child Abuse Hotline (全米児童虐待ホットライン) – 児童虐待の治療と防止。 1-800-422-4453 www.childhelp.org

Rape, Abuse & Incest National Network (レープ・虐待・近親相姦全米ネットワーク) – 1-800-656-4673 www.rainn.org

National Human Trafficking Resource Center Hotline (全米人身売買情報センターホットライン) – 24時間ホットライン: 1-888-373-7888

www.humantraffickinghotline.org

The California Relay Service (カリフォルニア・リレー・サービス): 言語障害者、聴覚障害者の場合: 711にダイヤルしてください。英語のTTY/HCO/VCOから音声へは、1-800-735-2929、スペイン語の場合は、1-800-855-3000です。英語の音声からTTY/VCO/HCOへは、1-800-735-2922、スペイン語の場合は、1-800-855-3000です。 Speech to Speech (スピーチ・ツー・スピーチ) – 英語とスペイン語: 1-800-854-7784。

司法長官のVictims' Services Unit (被害者サービス課) – 地域における被害者/目撃者のための情報、地理的な情報、および犯罪被害者に対する上訴状況を提供します。詳細については、**1-877-433-9069**にお電話いただくか、www.oag.ca.gov/victimservicesをご覧ください

カリフォルニア州憲法では、「被害者」は、「犯罪行為または不良行為の実行または 未遂の結果、直接的または切迫した身体的、心理的、または経済的損害を追った者で あると規定されている。用語「被害者」には、当人の配偶者、両親、子供、兄弟姉 妹、または後見人も含まれ、また死亡した犯罪被害者、未成年者、または身体的また は精神的な無能力者の法定代理人も含まれる。用語「被害者」には、犯罪のために保 護観察下にある者、被告人、または未成年被害者の最良の利益を考慮して行動しない と裁判所が認めた者は含まれない。」(カリフォルニア州憲法第条、§ 第28項(e)。)

被害者、被害者に雇われた弁護士、被害者の法定代理人、または被害者の要請に応じた検察官が、権利の問題として事件の管轄権を持つ第一審裁判所または控訴裁判所において、その権利を行使できる。裁判所は当該要求を直ちに実行する必要がある。 (カリフォルニア州憲法第)条、§ 第28項(c)(1)。)

- 15. 仮釈放手順および仮釈放についての通知 全仮釈放手順について情報提供を受ける権利、仮釈放過程に参加する権利、犯罪者の仮釈放前に考慮されるべき情報を仮釈放関係当局に提供する権利、要請次第、犯罪者の仮釈放またはその他の釈放について通知される権利。
- **16. 被害者および一般公衆の安全は仮釈放における要因である** 仮釈放またはその他の判決後釈放の決定がなされる前に考慮すべき被害者、その家族、および一般公衆の安全性を確保する権利。
- **17. これら16の権利についての情報** 段落(1)~(16)で列挙された権利について知ら される権利。

司法長官は、以下の組織および機関の意見、業務、および情報を推薦するものではなく、またそれらに責任を持ったり、それらを管理することもありません。

Victim Compensation Board (犠牲者補償委員会) – 犠牲者への資金援助が可能な分野: 精神衛生上のカウンセリング、葬儀費用、収入損失、犯罪現場清掃、引越、医療費および歯科治療費。1-800-777-9229 www.victims.ca.gov

CA Dept. of Corrections and Rehabilitation (カリフォルニア州矯正更正局)、Office of Victim & Survivor Rights & Services (被害者・生存者権利・業務室) (OVSRS) – 犯罪者が投獄されている場合、犯罪者釈放、被害者に対する損害填補、仮釈放状況、および仮釈放審問会に関する情報を提供します。1-877-256-6877 www.cdcr.ca.gov/victim_services

McGeorge School of Law (マックジョージ法科大学院) – Victims of Crime Resource Center (犯罪被害者情報センター) – 被害者の権利についての情報と共に被害者の地理的地域ごとの情報を被害者に提供します。1-800-Victims (1-800-842-8467) www.1800victims.org

National Domestic Violence Hotline (全米家庭内暴力ホットライン) – 1-800-799-7233 www.thehotline.org

Adult Protective Services County Information (成人保護サービスについての郡の情報) – (老人虐待) カリフォルニア州内各郡の24時間ホットライン電話番号。www.cdss.ca.gov/inforesources/County-APS-Offices

National Child Abuse Hotline (全米児童虐待ホットライン) – 児童虐待の治療と防止。 1-800-422-4453 www.childhelp.org

Rape, Abuse & Incest National Network (レープ・虐待・近親相姦全米ネットワーク) – 1-800-656-4673 www.rainn.org

National Human Trafficking Resource Center Hotline (全米人身売買情報センターホットライン) – 24時間ホットライン: 1-888-373-7888 www.humantraffickinghotline.org

The California Relay Service (カリフォルニア・リレー・サービス): 言語障害者、聴覚障害者の場合: 711にダイヤルしてください。英語のTTY/HCO/VCOから音声へは、1-800-735-2929、スペイン語の場合は、1-800-855-3000です。英語の音声からTTY/VCO/HCOへは、1-800-735-2922、スペイン語の場合は、1-800-855-3000です。Speech to Speech (スピーチ・ツー・スピーチ) – 英語とスペイン語: 1-800-854-7784。

司法長官のVictims' Services Unit (被害者サービス課) – 地域における被害者/目撃者のための情報、地理的な情報、および犯罪被害者に対する上訴状況を提供します。詳細については、**1-877-433-9069**にお電話いただくか、www.oag.ca.gov/victimservicesをご覧ください

地域の人身売買についての情報は、www.oag.ca.gov/human-traffickingをご覧ください

カリフォルニア州憲法では、「被害者」は、「犯罪行為または不良行為の実行または 未遂の結果、直接的または切迫した身体的、心理的、または経済的損害を追った者で あると規定されている。用語「被害者」には、当人の配偶者、両親、子供、兄弟姉 妹、または後見人も含まれ、また死亡した犯罪被害者、未成年者、または身体的また は精神的な無能力者の法定代理人も含まれる。用語「被害者」には、犯罪のために保 護観察下にある者、被告人、または未成年被害者の最良の利益を考慮して行動しない と裁判所が認めた者は含まれない。」(カリフォルニア州憲法第1条、§ 第28項(e)。)

被害者、被害者に雇われた弁護士、被害者の法定代理人、または被害者の要請に応じた検察官が、権利の問題として事件の管轄権を持つ第一審裁判所または控訴裁判所において、その権利を行使できる。裁判所は当該要求を直ちに実行する必要がある。 (カリフォルニア州憲法第)条、§ 第28項(c)(1)。)